

# 仕 様 書

1. 件 名 谷宿舎畳表替

2. 場 所 大分県由布市湯布院町川北1286-1

3. 適用範囲 本仕様書は「谷宿舎畳表替」について適用する。

## 4. 概 要

- (1) 谷宿舎A棟 各戸室 畳表替 予定数量 30枚
- (2) 谷宿舎B棟 各戸室 畳表替 予定数量 30枚

## 5. 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書の他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (2) 写真は、作業前・作業後主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
- (3) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告し、請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (4) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施する。
- (6) 作業実施日は、事前に係官と打ち合わせするものとする。
- (7) 畳表はJAS2等級以上もしくは、同等品とする。  
畳縁はJIS L 3108に準じた縁地を使用する。

作成年月日：令和6年3月4日

作成部隊：湯布院駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 小野麻衣子

# 仕 様 書

1 件 名 中川宿舎畳表替

2 場 所 大分県由布市湯布院町中川828-2

3 適用範囲 本仕様書は「中川宿舎畳表替」について適用する。

## 4 概 要

- |     |        |     |         |      |     |
|-----|--------|-----|---------|------|-----|
| (1) | 中川宿舎A棟 | 各戸室 | 畳表替     | 予定数量 | 48枚 |
| (2) | 中川宿舎A棟 | 各戸室 | 畳表替(半畳) | 予定数量 | 3枚  |
| (3) | 中川宿舎B棟 | 各戸室 | 畳表替     | 予定数量 | 32枚 |
| (4) | 中川宿舎B棟 | 各戸室 | 畳表替(半畳) | 予定数量 | 3枚  |

## 5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書の他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (2) 写真は、作業前・作業後主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
- (3) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告し、請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (4) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施する。
- (6) 作業実施日は、事前に係官と打ち合わせするものとする。
- (7) 畳表はJAS2等級以上もしくは、同等品とする。  
畳縁はJIS L 3108に準じた縁地を使用する。

作成年月日：令和6年3月4日

作成部隊：湯布院駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 小野麻衣子

# 仕 様 書

1 件 名 並柳宿舎畳表替

2 場 所 大分県由布市湯布院町川上618-3

3 適用範囲 本仕様書は「並柳宿舎畳表替」について適用する。

## 4 概 要

- |     |        |     |         |      |     |
|-----|--------|-----|---------|------|-----|
| (1) | 並柳宿舎A棟 | 各戸室 | 畳表替     | 予定数量 | 18枚 |
| (2) | 並柳宿舎A棟 | 各戸室 | 畳表替(半畳) | 予定数量 | 3枚  |
| (3) | 並柳宿舎B棟 | 各戸室 | 畳表替     | 予定数量 | 39枚 |
| (4) | 並柳宿舎B棟 | 各戸室 | 畳表替(半畳) | 予定数量 | 4枚  |

## 5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書の他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (2) 写真は、作業前・作業後主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
- (3) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告し、請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (4) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施する。
- (6) 作業実施日は、事前に係官と打ち合わせするものとする。
- (7) 畳表はJAS2等級以上もしくは、同等品とする。  
畳縁はJIS L 3108に準じた縁地を使用する。

作成年月日：令和6年3月4日

作成部隊：湯布院駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 小野麻衣子